

## 第 1 3 7 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 7 月 1 9 日 (火) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 7 月 1 9 日 (火) 午後 1 時 5 0 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 7 月 1 9 日 (火) 午後 2 時 4 2 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 岡山市役所 7 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別  
出席 1 6 名 欠席 1 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	欠席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者  
事務局：担当局長 佐古 和之  
農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司  
担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 田尾 和宏 主任 山田 遼介

7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について  
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について  
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について  
 (4) 転用事業計画変更承認申請について  
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)  
 (6) 農地法 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について  
 (7) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について  
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について  
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について  
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について  
 (5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 8番 河田 敬司 14番 角南 一昭

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第137回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。8番, 河田委員 14番, 角南委員 にお願  
いします。

議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長

議案の訂正はありません。

なお, 申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請のうち, 北・吉備  
地区3ページ13番は, 令和4年7月11日付けで取下げとなっています。

議長

それでは, 議案の審議に入ります。第1号議案, 農地関係申請等について,  
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての  
審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

1ページ1番及び2番は同時申請で, 前回保留の案件です。営農計画に疑義  
があったため保留となっていました。

受人らは谷万成二丁目に居住し, 約13aの農地を耕作する農業者で, いず  
れも受贈により津島京町一丁目の田を所有権移転しようとするものです。

営農計画書及び共有取得理由書の再提出があり, 取得後のすべての農地を  
利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないこと  
を確認しております。また, 許可後下限面積20aを超えることから許可要件  
をすべて満たしていると考えます。

3番, 受人は栢谷に居住し, 約1haの農地を耕作する農業者で, 増反によ  
り栢谷の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係  
等, いずれも問題がないこと, 下限面積20aを超えていることから許可要件  
をすべて満たしていると考えます。

4番, 受人は栢谷に居住し, 約43aの農地を耕作する農業者で, 増反によ  
り栢谷の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係  
等, いずれも問題がないこと, 下限面積20aを超えていることから許可要件  
をすべて満たしていると考えます。

5番, 受人は久米郡久米南町に居住し, 約32aの農地を耕作する農業者  
で, 増反により金山寺の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係  
等, いずれも問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから許可要件  
をすべて満たしていると考えます。

2ページ6番, 受人は花尻ききょう町に居住し, 約38aの農地を耕作する  
農業者で, 増反により尾上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係  
等, いずれも問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから許可要件  
をすべて満たしていると考えます。

7番, 受人は一宮山崎に居住し, 約50aの農地を耕作する農業者で, 増反  
により一宮山崎の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、9番は同時申請ですので、同時に説明します。

受人は久米に居住し、新規就農により菅野の田に30年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、許可後下限面積20aを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は田原に居住し、約1haの農地を耕作する農業者で、増反により田原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、下限面積20aを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は富原に居住し、約45aの農地を耕作する農業者で、増反により菅野の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、下限面積20aを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は平野に居住し、新規農により栢谷の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、許可後下限面積20aを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

角南委員

中・中央地区協議会で、1番から12番までの12件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

3ページ13番は取下げです。

14番、受人は大井に居住し、世帯で約93aの農地を耕作する会社役員兼農業者ですが、増反・受贈により山上の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は新庄下に居住し、世帯で約30aの農地を耕作する農業者ですが、増反により新庄下の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、住宅用の排水管理設のための地役権設定です。申請地の地下1mに排水管を埋設するもので、上部の農地の営農に支障はなく、許可は妥当と考えます。

17番、受人は津寺に居住し、世帯で約16aの農地を耕作する農業者ですが、受贈により津寺の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、取下げの13番を除く、14番から17番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 18番、受人は和気郡和気町奥塩田に居住し約1ha耕作する農業者で、増反により御津河内の畑を所有権移転しようとするものです。

申請地の中に一部荒廃している土地があること、機械、労働力の面で計画が具体性に欠けていることから、耕作が実際に行われるかどうか疑問があり、追加で営農計画書の提出を求めて判断する必要があるため、地区協議会では保留意見となっております。

19番、受人は建部町福渡に居住し、約41a耕作する農業者で、増反により建部町福渡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、4ページ21番は同時申請ですので、同時に説明します。

受人は建部町三明寺に居住し、新規就農により建部町三明寺の20番の畑を所有権移転、21番の畑に20年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積20aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河田委員 御津・建部地区協議会で、18番から21番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、18番を保留意見、残る3件については許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

(※黒田会長退室、池上職務代理に議長交代)

職務代理 次に南区の説明を事務局からお願いします。

22番は前回保留の案件です。受人は南区箕島に居住し、世帯で約1.6haの農地を耕作する農業者ですが、増反により箕島の田を所有権移転しようとするものです。申請地が耕作できるとは思えないほど荒れていること、同一世帯上申書に記載のある祖父所有の農地に違反転用されている農地があることから、保留となっていました。

6月の総会后、代理人を通じてこれらが解消されないと許可は難しい旨及び、今後どのようにするか連絡を求めていましたが、申請人は取下げの意思も是正の意思もないとの回答でした。

よって、本件は農地法第3条第2項第1号の「取得後において耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合」の不許可事由に該当すると判断され、地区協議会では不許可意見となっています。

23番、受人は南区古新田に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業者で、受贈により古新田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は南区藤田に事務所を置き、約4.4haの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により浦安西町の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は南区小串に居住し、世帯で約50aの農地を耕作する農業者で、増反により小串の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は南区山田に居住し、世帯で約87aの農地を耕作する農業者で、増反により山田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番、受人は南区箕島に居住し、世帯で約80aの農地を耕作する農業者で、増反により箕島の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

28番、受人は北区鹿田町一丁目に居住し、世帯で約63aの農地を耕作する農業者で、増反により大福の田を所有権移転しようとするものです。

この件について、申請人の所有農地に耕作放棄地があるため、荒廃の理由や是正についての文書を求めていましたが、これまでに提出がありません。

7月13日の現地調査でも荒廃したままであり、管理が出来ているとはいえない状況でした。非耕作地の改善が見られない現状から、地区協議会では保留意見となっています。

29番, 受人は南区宗津に居住し, 世帯で約6.8haの農地を耕作する農業者で, 借入地の取得により片岡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

30番, 受人は南区西高崎に居住し, 世帯で約61aの農地を耕作する農業者で, 増反により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

31番, 受人は南区川張に居住し, 世帯で約87aの農地を耕作する農業者で, 増反により川張の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

32番, 受人は南区西畦に居住し, 世帯で約1.2haの農地を耕作する農業者で, 増反により片岡の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

33番, 受人は南区迫川に居住し, 世帯で約8.4haの農地を耕作する農業者で, 増反により迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

34番, 受人は玉野市南七区に居住し, 世帯で約2.7haの農地を耕作する農業者で, 増反により西七区の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

職務代理 南区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見を願います。

荒井委員 南区協議会で, 22番から34番までの13件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, 22番については不許可意見, 28番については保留意見, 残りの11件についてはいずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

職務代理 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

職務代理 それでは, 申請等(1)については, 取下げの1件を除く中・中央地区1番から南区34番までのうち, 18番及び28番を保留, 22番を不許可, 残る30件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

職務代理 それでは, そのように決定します。

(※黒田会長入室, 議長交代)

- 議 長 次に申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 ６ページ１番、転用目的は農家住宅です。  
申請人は、現在、下足守の農家住宅に家族４人で居住し、約９３aを耕作する会社員兼農業者ですが、現在の住居は敷地が狭く建物も老朽化していることから、申請人の所有地であり耕作地近隣の申請地に農家住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は農業用倉庫として使用する予定です。  
農地区分は、農地の広がり１０ha未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 遠藤委員 北・吉備地区協議会で、１番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。
- 山田主任 ２番、転用目的は露天駐車場です。原形復旧をする一時転用で、期間は許可日から本年１１月３０日までです。  
申請人は南区中畦に居住し、運送業を営んでいる法人の役員です。現在会社で使用している駐車場が使えなくなるため、会社事務所から近い申請地を露天駐車場として一時的に転用しようとするものです。  
農地区分は、農業振興地域内の農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。  
また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 荒井委員 南区協議会で、２番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 それでは、申請等（２）は、北・吉備地区１番から南区２番の２件ですが、すべて許可と決定してよろしいか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 それでは、そのように決定いたします。
- 次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 ７ページ１番、令和４年３月１７日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。  
申請人は北区白石の借家に妻と子ども２人の４人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから、現住居を退去し、申請人の実家に近い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。  
農地区分は、農地の広がり１０ha未満の２種農地と判断され、転用目的

は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は露天駐車場および露天資材置場で、現在一時転用中です。申請人は、北区関西町に本社を置き、主な事業は建設業です。

申請人は資材置場と駐車場が不足したため、会社の近隣の申請地を一時転用許可を受け、露天資材置場及び露天駐車場として利用していますが、引き続き利用するため、永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から5番までは同じ地域ですのでまとめて説明します。

これらは令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

3番、申請人は北区北長瀬本町の借家に妻と子どもの3人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人および申請人の妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は北区今保の借家に妻と子ども3人の5人で生活しており、家財道具が増え手狭になったこと、また申請人は県外に出向くことが多いため、高速道路のインターチェンジや空港が近く申請人の妻の勤務先に近いことから、現住居を退去し、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は南区豊成の借家に妻と2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北区上中野の自己所有マンションに妻と子ども3人の5人で生活しており、子どもの成長に伴い階下の居住者に生活音等で迷惑がかかること、また、家財道具が増え手狭になったことから、現住居を売却し、申請人の勤務地に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、令和3年5月18日付農振除外済案件で、転用目的は診療所です。

申請人は久米郡美咲町にある診療所で診療しておりますが、岡山済生会病院に出向していることもあり、事業拡大のため、周りに診療所も少なく近隣住民の需要も見込めることから、申請地に賃借権を設定し、診療所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的



は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 8番、令和4年3月17日付農振除外済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は、現在、平野の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、実家に隣接した父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、父の所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、申請地から道路を挟んだ南側に居住しており、平成28年3月に転用許可を受けた申請地の西側隣接地を駐車場として利用してきましたが、車の台数が増え、現在の駐車スペースでは補えなくなったことから、新たに駐車場を確保する必要が生じたため、申請地の所有権を移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、8番と9番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

田尾係長 10番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、現在、中区高島新屋敷の借家に妻と子どもの3人で生活しておりますが、この度地元に戻ることで、実家の家族の面倒を見ながら農地を引継ぎ農業に従事することになっているため、父の所有する実家に隣接する申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha以上の1種農地と判断されますが、父の所有地で、また、実家に隣接でかつ集落に接続した住宅であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河 田 委 員 御津・建部地区協議会で、10番について協議したところ、事務局説明のとおりで許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

山 田 主 任 11番、転用目的は自己専用住宅です。  
申請人は北区青江五丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。  
農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。  
8ページ12番から15番までは同じ地域ですので、まとめて説明します。本件は令和4年3月17日付で農振除外済の案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。  
12番、申請人は南区浦安本町の県公舎に夫婦と子ども3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、現居住地に近く、子どもの学区を変えることなく生活が出来る申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。  
13番、申請人は北区十日市西町の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の職場に近くなり、実家にも近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。  
14番、申請人は北区田中の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の実家に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。  
15番、申請人は南区西市の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫婦共に職場が近くなる申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。  
農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。  
16番と17番は同じ地域ですので、まとめて説明します。  
転用目的は、いずれも仮設道路・露天資材置場です。原形復旧を行う一時転用で、期間は許可日から令和5年5月31日までです。  
16番、17番共に申請人は北区津高において土木工事業を営む法人です。現在岡山環状南道路建設を請け負っていますが、工事現場に隣接する申請地に賃借権を設定し、仮設道路・露天資材置場として転用しようとするものです。  
農地区分は、農業振興地域内の農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番と19番は同じ地域ですので、まとめて説明します。

転用目的は、いずれも飛散防止ネット柵設置用地です。原形復旧を行う一時転用で、期間は許可日から令和5年3月31日までです。

18番、19番共に申請人は高梁市横町において土木、建築工事業を営む法人です。現在岡山環状南道路建設工事を請け負っていますが、工事現場に隣接する申請地に賃借権を設定し、飛散防止ネット設置用地として転用しようとするものです。

農地区分は、農業振興地域内の農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

荒井委員 南区協議会で、11番から19番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等(3)については、1番から19番までの19件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

なお、南区16番は、転用面積が3,000㎡を超えていますので、7月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局から願います。

山田主任 9ページ1番、当初転用者と承継者は同一法人です。当初の転用目的は敷地拡張でしたが、変更後は店舗用地です。

敷地拡張を転用目的に、令和3年12月27日付で許可を受け、駐車場の台数を増やしましたが、安全で有効な店舗用地利用のため、既存店舗を解体し、敷地の南側に新店舗の建築を行い、駐車場を移設するものです。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

荒井委員 南区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは申請等(4)については、南区の1件を承認と決定してよろしいですか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について、事務局より説明を願います。

田尾係長 10ページ南区1番の1件です。これは農地中間管理機構である担い手育成

財団が行う売買事業で、財団から耕作者への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし。

議長 長 それでは、申請等（5）は原案どおり決定してよろしいですか。

全議員 異議なし。

議長 長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

山田主任 11ページ1番から15ページ16番までの16件で、5番は相続による賃借権取得、残る15件はすべて相続による所有権取得です。あっせん希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし。

議長 長 それでは、申請等（6）については、16件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全議員 異議なし。

議長 長 それでは、そのように決定します。

次に別紙の申請等（7）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 別紙議案「申請等（7）農業振興地域整備計画変更に関する意見について」をご覧ください。令和4年2月締め農振除外申出について、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。地域ごとに綴じられている一覧表の中で、斜線が引いてある案件については、取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当の案となっています。

内容についてはご覧のとおりです。各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議長 長 事務局から説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、16ページ1番から2番までの2件で、転用目的は露天駐車場で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１７ページ１番から１８ページ１６番までの１６件で、転用目的は、分譲住宅地４件、住宅用地１件、自己専用住宅３件、露天駐車場６件、露天資材置場等２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１９ページ１番から２０ページ６番までの６件で、解約理由は耕作目的３件、転用目的３件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２１ページ１番から２番までの２件で、内容は、農業用倉庫１件、農業用車両置場等１件です。

報告（５）農地改良届については、２２ページ１番から３番までの３件で、内容は普通野菜畑１件、温室（いちご）１件、果樹園１件です。

議	長	これらの報告について、ご質問等がありますか。		
全	員	ありません。		
議	長	それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。		
事	務	局	第２号議案を説明	
議	長	以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。		
事	務	局	次回総会予定（８月１８日（木）１４時～北消防署）	
職	務	代	理	これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。

閉会 午後２時４２分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員